

○岩手県附属機関条例

令和5年3月28日条例第4号

岩手県附属機関条例をここに公布する。

岩手県附属機関条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関（法律又は他の条例の規定に基づき設置されるものを除く。）の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置及び所掌）

第2条 別表第1から別表第10までの所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため、執行機関の附属機関として、これらの表の名称の欄に掲げる機関を置く。

2 執行機関は、別表第11の所掌事項の欄に掲げる事項について審査、審議又は調査等を行わせるため必要があるときは、同表の名称の欄に掲げる附属機関を置くことができる。

3 前2項に定めるもののほか、執行機関は、災害、事故その他の事案が生じた場合において、当該事案に係る調停、審査、審議又は調査等を行わせるため臨時又は緊急の必要があるときは、附属機関を置くことができる。ただし、当該附属機関の設置が1年を超えるときは、この限りでない。

4 執行機関は、前項の規定に基づき附属機関を置いたときは、その名称、所掌事項その他必要な事項を告示しなければならない。

（組織）

第3条 別表第1から別表第11までの名称の欄に掲げる附属機関（以下「審議会等」という。）は、これらの表の委員の人数の欄に掲げる人数以内の委員をもって組織し、委員は、これらの表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、執行機関が任命する。

2 審議会等の委員の任期は、別表第1から別表第11までの任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

第4条 審議会等に、会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選とする。

2 審議会等のうち次に掲げるものに、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置き、委員の互選とする。

（1）岩手県総合計画審議会

（2）岩手県東日本大震災津波復興委員会

（3）岩手県商工観光審議会

（4）岩手県農政審議会

（5）岩手県水産審議会

（6）岩手県教育振興基本対策審議会

3 会長等は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

5 副会長等を置かない審議会等において、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第5条 審議会等のうち次に掲げるものに、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

（1）岩手県総合計画審議会

（2）岩手県東日本大震災津波復興委員会

（3）岩手県健康増進計画推進協議会

（4）岩手県自殺対策推進協議会

（5）岩手県商工観光審議会

（6）岩手県農政審議会

（7）岩手県農林水産物等認証制度運営委員会

（8）岩手県水産審議会

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから執行機関が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第6条 審議会等は、執行機関が招集する。ただし、平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会及び岩手県政府調達苦情検討委員会は、会長等が招集する。

2 審議会等は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、岩手県財産評価審議会、岩手県特別職報酬等審議会及び県勢功労者顕彰選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 審議会等のうち次に掲げるものに、部会を置くことができる。

- (1) 岩手県総合計画審議会
 - (2) 岩手県東日本大震災津波復興委員会
 - (3) 岩手県健康増進計画推進協議会
 - (4) 岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会
 - (5) 岩手県自殺対策推進協議会
 - (6) 岩手県商工観光審議会
 - (7) 岩手県農政審議会
 - (8) 岩手県農林水産物等認証制度運営委員会
 - (9) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会
- 2 部会は、会長等の指名する委員及び専門委員をもって組織する。
- 3 審議会等は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会等の議決とすることができる。
- 4 第4条及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と、同条第5項中「委員」とあるのは「委員又は専門委員」と、前条第2項及び第4項中「委員」とあるのは「委員及び議事に関する専門委員」と読み替えるものとする。
- (意見の聴取等)

第8条 審議会等は、必要に応じて学識経験のある者その他議事に関する者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(補則)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、審議会等の運営に関し必要な事項は、会長等が審議会等に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(岩手県教育振興基本対策審議会条例等の廃止)
 - 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 岩手県教育振興基本対策審議会条例(昭和38年岩手県条例第44号)
 - (2) 岩手県財産評価審議会条例(昭和39年岩手県条例第20号)
 - (3) 岩手県特別職報酬等審議会条例(昭和39年岩手県条例第63号)
 - (4) 岩手県農政審議会条例(昭和47年岩手県条例第9号)
 - (5) 岩手県水産審議会条例(昭和48年岩手県条例第46号)
 - (6) 岩手県商工観光審議会条例(昭和49年岩手県条例第6号)
 - (7) 岩手県総合計画審議会条例(昭和54年岩手県条例第29号)
 - (8) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例(平成15年岩手県条例第36号)

(経過措置)
 - 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定により置かれている附属機関(次項において「旧附属機関」という。)は、第2条第1項の規定により置かれる相当の附属機関(次項において「新附属機関」という。)となり、同一性をもって存続するものとする。
 - 4 この条例の施行の際現に旧附属機関の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第1項の規定により、新附属機関の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧附属機関の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
(中小企業振興条例の一部改正)
 - 5 中小企業振興条例(平成27年岩手県条例第33号)の一部を次のように改正する。
次のよう(省略)
-

最終改正:

改正内容:令和5年3月28日条例第4号 [令和5年4月1日]

別表第6（第2条、第3条関係）

保健福祉関係附属機関

名称	所掌事項	委員の人数	委員の構成	任期
1 岩手県健康増進計画推進協議会	知事の諮問に応じ、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画の策定及び推進に関し必要な事項について調査審議すること。	25人	(1) 医療関係団体 その他の関係団体の役職員 (2) 保険者を代表する者 (3) 関係行政機関の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、健康の増進に関する施策の推進に関し識見を有する者	2年
2 岩手県高齢者福祉・介護保険推進協議会	知事の諮問に応じ、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9第1項に規定する都道府県老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の策定及び推進その他高齢者の福祉の施策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。	20人	(1) 市町村長 (2) 福祉関係団体、医療関係団体その他の関係団体の役職員 (3) 学識経験者 (4) 被保険者を代表する者 (5) 前各号に掲げる者のほか、高齢者福祉又は介護福祉に関し識見を有する者	3年
3 岩手県リハビリテーション協議会	知事の諮問に応じ、地域におけるリハビリテーションの適切かつ円滑な提供に関し必要な事項について調査審議すること。	20人	(1) 学識経験者 (2) 医療関係団体、福祉関係団体その他の関係団体の役職員 (3) 関係行政機関の職員	2年
4 岩手県自殺対策推進協議会	知事の諮問に応じ、県の総合的な自殺対策の推進に関し必要な事項について調査審議すること。	50人	(1) 学識経験者 (2) 医療関係団体、福祉関係団体、教育関係団体その他の関係団体の役職員 (3) 関係行政機関の職員 (4) 前3号に掲げる者のほか、自殺対策の推進に関し識見を有する者	2年